

釧路市高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

接種に関しては法的な義務はありませんが、接種を希望する方のために今年度も下記の期間に実施します。

例年、12月末からインフルエンザの流行期とされていますが、ワクチンの効果が期待できるのは、一般的に接種後2週間から5か月程度とされているため、12月中旬までには受けておきましょう。

実施期間

令和8年10月1日(木)から令和9年1月31日(日)まで

対象者(釧路市に住民票がある(1)(2)の方)

- (1)接種日現在、65歳以上の方
- (2)接種日現在、60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓または呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害(身体障害者手帳1級程度)を有する方

自己負担額

1人1回限り 1,580円

※生活保護受給世帯の方は、自己負担額が全額免除となりますので、「生活保護受給証明書」を事前に用意し、接種当日に医療機関へ必ずお持ちください。(市社会援護課または各行政センター保健福祉課へ連絡をしてください)書類がない場合は全額自己負担での接種となります。

実施場所

広報くしろ10月号または釧路市ホームページでご確認ください。

※直接医療機関へお申込みください。

※なるべくかかりつけの医療機関でお受けください。

右記二次元コードから釧路市ホームページをご覧ください。



持ち物

- ・マイナンバーカード(保険証利用登録済み)または資格確認書
- ・身体障害者手帳(上記対象の(2)の方のみ)

予防接種の前にお読みください

●予防接種の効果

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。普通のかぜに比べ症状が強く気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することもあります。感染を完全に阻止する効果はありませんが、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化防止に一定の効果があるとされています。

●予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が赤みを帯びたり、かぜのような症状がみられることがあります。通常2～3日のうちに治ります。

●予防接種を受ける前に

インフルエンザの予防接種は、ご自身の判断で希望される場合のみ受けることができます。予診票は接種を受ける方が責任を持って記入してください。発熱のある人など医師が不適当な状態と判断した場合は、予防接種を受けることができません。慢性の病気で治療を受けている方やアレルギーがある方などは、担当医師とよく相談してください。

●予防接種を受けた後は

接種当日はいつもの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。また、入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。

※予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れる、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れた場合は、医師の診察を受けてください。

※予防接種健康被害救済制度について

インフルエンザの予防接種による健康被害者から健康被害救済について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市は健康被害に対する各種給付を行います。

【問合先】釧路市こども保健部健康推進課
釧路市黒金町8-2 防災庁舎4階

TEL 0154-31-4524

釧路市阿寒町行政センター保健福祉課

TEL 0154-66-2120

釧路市音別町行政センター保健福祉課

TEL 01547-9-5151